

地域を応援するマンスリー・レター

平成24年7月号

発行者：北海道経済産業局総務企画部
北海道開発局開発監理部
北海道運輸局企画観光部
北海道労働局職業安定部
北海道経済部
編集事務局：北海道経済部経営支援局
中小企業課中小企業企画G
TEL：011-204-5330
平成24年6月20日号（第40号）
＜毎月20日発行＞

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局及び北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューなどをタイムリーにお届けします。

I 東日本大震災で影響を受けた中小企業者等の皆様向けの対策について

New 原発事故賠償申請手続き個別相談会の開催について

福島原発事故に伴う損害について、東京電力への賠償請求を検討している道内事業者の方々を対象として、北海道弁護士会連合会と連携し、具体的な賠償申請方法などに関する個別相談会を開催します。

【対象者】 観光業・輸出等の道内事業者

【相談対応者】：道内各弁護士会（旭川、釧路、札幌、函館）所属の弁護士

【相談内容】：・東京電力への損害賠償申請に関すること
・東電の「補償基準」に記載されていない損害に関すること ほか

【参加費】：無料

【日程・会場】 [相談会を希望する日の10日前までに申込み願います。]

○事業者（相談者）側が会場を用意し、3事業者以上による相談会を希望する場合
・ご要望の会場に、弁護士会から講師を派遣いたします。
(ご要望の日程に添えない場合もありますので了承願います。)

○単独での相談会参加を希望する場合
・開催地：旭川市、釧路市、札幌市、函館市
・会場：後日、個別にお知らせします。
(各弁護士会の会議室や弁護士事務所等で開催します。)

＜相談会開催にあたっての注意事項＞

○事前に、東電の「請求書用紙」を用意して下さい。

*必要となる請求用紙の種類：～観光業者の場合：「観光業者用B」＋「その他請求用」

～輸出業者の場合：「輸出用」＋「その他請求用」

※必要に応じ「間接用」も準備願います。

*請求書用紙の請求方法：～東電「福島原子力補償相談室（コールセンター）」へ電話連絡により請求して下さい。(0120-926-404 受付 9:00～21:00)

◎東電の請求用紙「観光業者用B」の対象業種は、次のとおりです。
宿泊関連施設、レジャー施設、観光産業、交通産業、
文化・社会教育施設、観光地での飲食業・小売業

*請求書用紙の請求方法：～東電「福島原子力補償相談室（コールセンター）」へ電話連絡により請求して下さい。(0120-926-404 受付 9:00～21:00)

【注意事項】：本相談会は、原発損害賠償申請手続き等に関する具体的な方法等に関する相談対応を目的としたものであり、東電からの賠償を保証するものではありません。

※申込方法、申込様式等詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/genpathukobetusoudan.htm>

申込・問い合わせ先：北海道経済部観光局 観光戦略グループ（山口、佐々木）

TEL：011-204-5302 FAX：011-232-4120

緊急産業対策総合相談窓口の設置（北海道）

道では、東日本大震災の影響により大きな被害を受けた東北地方の生産活動の補完や、首都圏の電力事情に応じた本道における機能代替など、国内の生産活動への貢献に向け、道として情報の収集・発信等に積極的に取り組むため、次のとおり、ワンストップ相談窓口である「緊急産業対策総合相談窓口」を設置しています。

- ◆目的：オフィスや研究開発施設、工場などの道内における空き状況等をはじめ、部品調達先としての道内企業の情報など、首都圏企業からの様々な相談等に総合かつ迅速に対応する。
- ◆お問い合わせ先：北海道経済部総務課（産業連携担当）（011-204-5927）
北海道東京事務所（03-5212-9210）
- ◆提供情報：産業インフラに関する情報
受発注斡旋や労働力確保に関する情報
企業活動に必要な生活インフラに関する情報
- ◆受付時間： 9：00 ～ 17：00
- ◆道内企業の関係者の皆さんには、自社の用地、生産スペース、生産能力など、道外企業へ提供できるインフラ関連等の情報がありましたら、提供いただけますよう、ご協力をお願いします。

中小企業等経営・金融相談室（北海道）

道では、東日本大震災により影響を受けた中小企業者の方々の経営及び金融に関する相談窓口として「東日本大震災関連中小企業等経営・金融相談室」を設置しています。

- ◆設置場所：北海道経済部経営支援局中小企業課内
各総合振興局・振興局産業振興部商工労働観光課内
後志総合振興局産業振興部小樽商工労働事務所内
- ◆受付時間：平日の午前8時45分から午後5時30分まで
- ◆メールでの問い合わせ先：経営相談 keizai.chushokigyoi@pref.hokkaido.lg.jp
金融相談 keizai.chushokigyoi@pref.hokkaido.lg.jp
- ◆各相談室の所在地・電話番号については、こちらのHPをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/touhokuchihoutaiheiyouokijishin.htm>

労働相談（北海道）

道では、労働相談フリーダイヤルにより、各種労働相談をお受けしていますが、この度の東日本大震災の影響を受けた中小企業者の方及び労働者のみなさんからの労働相談もあわせてお受けしています。相談は無料です。（ただし、職業紹介は行っていません）

- ◆労働相談ホットライン 0120-81-6105（携帯電話からもつながります。）
- ◆受付時間：平日の正午から午後8時まで
- ◆労働相談は、上記ホットラインのほか、各総合振興局・振興局及び後志総合振興局小樽商工労働事務所でも電話または面談により相談をお受けしています。
- ◆最寄りの相談窓口の所在地・電話番号については、こちらのHPをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zennpann.htm>

災害貸付（北海道）

道では、東日本大震災による災害により被害を受けた中小企業者等の皆様の事業の早期復旧と経営の安定を図るために、災害貸付の取り扱いを行っています。

◆融資制度名：中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」

◆融資対象者：・道内に事業所を有する中小企業者等であって、東日本大震災による災害により被害を受けた方（道内に本店を有する事業者の場合、道外での被害も対象となります。）

・道外に本店を有する中小企業者等であって、東日本大震災により被害を受けたことに伴い、北海道に移住営業又は移住転業し、その後も道内で事業活動を継続する方

◆資金使途：設備資金、運転資金

◆融資金額：設備資金 8,000万円以内

運転資金 5,000万円以内

※融資金額については、設備資金と運転資金の併用が可能です。

（1企業あたり合計1億3千万円限度となります。）

◆融資期間、融資利率その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/saigaitouhokutaiheiyou.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 経営支援局 中小企業課 金融支援グループ（TEL 011-204-5346）

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局小樽商工労働事務所

東日本大震災等関連特別貸付（北海道）

道では、東日本大震災等の発生による経済環境の急変により経営に支障を生じている中小企業の方を対象とした資金の取り扱いを行っています。

◆融資制度名：中小企業総合振興資金「東日本大震災等関連特別貸付」

◆融資対象者：次の各号のいずれかに該当する中小企業者等

(1) 特定被災区域の事業者との取引関係により、原則として東日本大震災後の最近1か月間の売上高等が前年同期に比べ10%以上減少し、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ10%以上減少する見込みの方

(2) 東日本大震災による急激な取引減少等により、原則として東日本大震災後の最近1か月間の売上高等が前年同期に比べ15%以上減少し、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ15%以上減少する見込みの方

(3) 最近3か月間の平均売上高等が前年同期に比べ5%以上減少している方

◆資金使途：運転資金（保証付き道制度融資の借換えに要する資金を含む）

◆融資金額：1億円以内

◆融資期間、融資利率その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/touhokutaiheiyouokijishin.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 経営支援局 中小企業課 金融支援グループ（TEL 011-204-5346）

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局小樽商工労働事務所

東日本大震災復興緊急保証（信用保証協会）

震災により直接又は間接被害を受けた中小企業者の皆さんなどを対象に、金融機関から事業の再建、経営の安定に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証することで、より借りやすくする保証制度です。

◆対象者（下記のいずれかに該当する方）

< 特定被災区域内の方 >

- ・震災の影響により業況が悪化している方
→売上高等の減少について市区町村等の認定が必要。
※地震・津波等により直接被害を受けた方は、市区町村等の罹災証明の提出のみで可。（写しで可）
- ・原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方
→納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。（写しで可）

< 特定被災区域外の方 >

- ・特定被災区域内の事業者と取引関係があり、かつ、震災の影響により業況が悪化している方
→特定被災区域内の事業者との取引等、震災による売上高等の減少につき、市区町村の認定が必要。
※認定申請には、震災による売上高等の減少事由を説明する「理由書」が必要。
- ・震災に起因した風評被害による契約の解除等の影響で急激に業況が悪化している方
→風評被害による契約の解除等、震災による売上高等の減少につき、市区町村の認定が必要。
※認定申請には、上記と同様に「理由書」が必要

◆保証限度額：無担保8千万円、最大で2億8千万円。

一般保証、セーフティネット保証・災害関係保証とは別枠。

◆保証料率：0.8%以下 ※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。

◆保証割合：借入金の全額（100%）

◆保証人：代表者保証のみ（第三者保証人については、原則不要。）

特定被災区域・・・（政令指定）

岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村。詳しくはお近くの市区町村又は信用保証協会にご確認ください。

中小・小規模企業向け融資制度（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）

（株）日本政策金融公庫（略称「日本公庫」）では、平成23年度第3次補正予算成立に伴い、中小・小規模企業の皆さまへの支援を強化するため、融資制度を以下のとおり拡充しております。

1. 東日本大震災復興特別貸付の拡充

（1）震災復興支援資本金ローン創設（中小企業事業）

自己資本が毀損した中小企業に対して、資本金を有する長期資金（一括償還型）を供給

（2）風評被害など震災の影響により業況が悪化している方への融資限度額を別枠化

（国民生活事業 4,800 万円（生活衛生貸付は 5,700 万円）、中小企業事業 7 億 2,000 万円）

2. 設備資金貸付利率特例制度の創設（国民生活事業、中小企業事業）

被災地域の復興に資する設備資金（注1）を資金用途とする融資については、融資後2年間、適用利率から0.5%引き下げ。

なお、特定被災区域（注2）において設備投資を実施し、雇用の維持又は雇用の拡大を図る場合は、全融資期間、適用利率から0.5%引き下げ

（注1）一部対象とならない資金があります。

（注2）東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域（岩手、宮城、福島の3県は全域。青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野の7県は一部）

3. 海外展開資金の拡充

（1）小規模企業向け海外展開資金創設（国民生活事業）

（2）東日本大震災等の影響を受け、経済の構造的変化に適応するために海外展開をすることが経営上必要な方で一定の要件を満たす方には、融資後3年間、適用利率から0.5%引き下げ（国民生活事業、中小企業事業）

4. 新規開業資金、女性、若者/シニア起業家資金等の拡充（国民生活事業）

- (1) 「東日本大震災の影響により離職し、新たに創業する方」について、1,000万円を限度として融資後3年間は基準利率から1.4%引き下げ（3年経過後は基準利率から0.5%引き下げ）
(2) 「特定被災区域（注）において創業する方」について、1,000万円を限度として基準利率から0.5%引き下げ

（注）東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域（岩手、宮城、福島の3県は全域。青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野の7県は一部）

◆融資制度の詳細についてはこちらのHPをご覧ください。

http://www.jfc.go.jp/c_news/news_bn/news230318.html#b

◆問い合わせ・相談窓口

日本政策金融公庫 ○平日：TEL 0120-154-505

商工組合中央金庫 ○平日：TEL 0120-079-366

勤労者福祉資金（北海道）

道では、東日本大震災による災害により被害を受けた、中小企業にお勤めの方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、被害の復旧に要する経費や医療費などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

◆融資対象者：○中小企業に勤務する方（前年の総所得が600万円以下の方）
○2年間で通算12ヶ月以上勤務している季節労働者の方（前年の所得が600万円以下の方）
○企業倒産など事業主の都合により離職した方（雇用保険受給資格者である方等）

◆資金使途：災害資金、住宅補修資金（離職者以外の方）、医療資金等の一般生活資金

◆融資限度額：中小企業に勤務する方 120万円以内
季節労働者の方 120万円以内
離職者の方 100万円以内

◆融資期間、融資利率その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>

◆取扱金融機関：北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店

◆問い合わせ先：北海道 経済部 経営支援局 中小企業課 金融支援グループ（TEL 011-204-5346）
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局小樽商工労働事務所

※申込にあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは申込を希望される金融機関へお問い合わせください。

被災者雇用開発助成金（北海道労働局）

東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、「被災者雇用開発助成金」を支給します。

- ◆対象となる労働者：1 震災により離職された方（次の①から③のいずれにも該当する方）
①震災発生時に、被災地域において就業していた方
②震災後に離職し、その後安定した職業についたことのない方
③震災により離職を余儀なくされた方
2 被災地域に居住する方で、震災後安定した職業についたことのない方
※震災により被災地域外に住所、居所を変更している方を含みます。

◆支給額：支給対象期間 1年間

①短時間労働者以外	大企業	50万円
	中小企業	90万円
②短時間労働者	大企業	30万円
	中小企業	60万円

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

TEL 011-709-2311 内線 3685

北海道労働局ホームページ（リーフレット）

<http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0004/8949/topics363.pdf>

II 現在募集している（または近日募集を開始する）通常の事業支援メニュー

New 「実践型地域雇用創造事業」（北海道労働局）

雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取組みを支援する事業である「地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）」と「地域雇用創造推進事業」が統合され、平成24年度から「実践的地域雇用創造事業」として実施しています。

事業の採択については、地域の協議会が提案した雇用対策に係る事業構想の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いと認められるものや波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる地域の産業及び経済の活性化等に資すると認められるものが厚生労働省において選抜され、当該協議会にその事業に実施を委託するものです。

◆事業内容

- 雇用拡大メニュー（例）
 - ・創業や雇用拡大等に伴う人材確保や労務管理についての研修
 - ・中核的又は専門的人材の誘致、確保の手法等についての研修
- 人材育成メニュー（例）
 - ・地域求職者等に対するスキルアップ研修、職場体験
 - ・地域内外の講師招聘による研修
- 就職促進メニュー（例）
 - ・研修、講習に関する情報収集及び提供
 - ・合同就職セミナー、面接会等の開催
- 雇用創出実践メニュー（例）
 - ・地域ブランド商品の開発、販路開拓の事業
 - ・旅行商品開発や観光誘客の事業

◆事業規模

委託費は1地域あたり各年度2億円を上限に、事業期間は3年度を上限年間65地域程度を予定

◆募集期間（24年度2次募集）

6月18日（月）～7月13日（金）

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

TEL 011-709-2311 内線 3685

New 「どさんこサポーターズ」登録のお願い

「どさんこサポーターズ」は、社会貢献（地域経済貢献）として、「工場（職場）見学」「各種体験・実演」など、次世代人材育成を進めている企業等の皆さんを「応援団」という形で集約し、応援団の輪を広げながら、オール北海道で次世代人材育成を進めようとするものです。

この取組を通じて、「どさんこサポーターズ」という名称をキーワードとした、一元的な情報発信を行うとともに、ホームページなどの活用による企業等の皆さんの取組みの紹介などを通じ、企業イメージ向上といったインセンティブを提供します。



次のホームページから登録をお願いします。

URL: <http://www.hrd.pref.hokkaido.jp/sjnp/index.html>

【お問い合わせ先】北海道 経済部 労働局 人材育成課 産業人材支援グループ TEL011-204-5098

「研修・セミナーポータルサイト」登録のお願い

◆ 道内産業関係の研修・セミナーを一元化

道では、一次産業から三次産業までの幅広い各機関の研修・セミナーを一元化したホームページ「研修・セミナーポータルサイト」を開設していますので、積極的にご利用ください。

自由検索欄からの検索、種類別・実施機関別分類から検索できます。（6月11日から「産業人材育成研修情報ポータルサイト」から「研修・セミナーポータルサイト」に名称変更を行いました。）

◆ 北海道の人材育成体制の充実に貢献できる機会

また、ポータルサイトにおいて**利用者登録**を行うことで、いち早く更新情報やサイトに掲載されない新着情報をメールでお知らせします。

さらに、ご希望の研修など皆様の要望を受け付けし、研修実施機関における実現を検討します。その結果、道内の人材育成体制の充実に貢献することができますので、ぜひ積極的な**利用者登録**をお願いいたします。

次のホームページから登録をお願いします。

URL : <http://www.hrd.pref.hokkaido.jp/match/index.html>

【お問い合わせ先】北海道 経済部 労働局 人材育成課 産業人材支援グループ TEL011-204-5098

『新しい公共』の担い手による地域づくり活動に対する

非資金的支援のモデル事業 募集の予告（北海道開発局）

国土交通省国土政策局では、「新しい公共」の担い手による地域づくり活動を他の様々な活動と結びつける（＝マッチング）ことでネットワーク化（＝つなげる）し、また経営支援や人材育成等により経営スキルの向上を図る（＝育てる）ための取組を全国各地から募集します。

- ◆本事業につきましては、国土交通省国土政策局のHPにて募集予告と事業の詳細「募集のポイント」が掲載されておりますので、ご参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/aratana-kou/page2400.html>

- ◆問い合わせ先

国土交通省北海道開発局開発監理部開発計画課（担当：橋、石井）

TEL 011-709-2311（内5467、5414）

「特定求職者雇用開発助成金」を受給する事業主の方へ（北海道労働局）

特定求職者雇用開発助成金は、高年齢者、障害者、東日本大震災による被災離職者など、就職が特に困難な人を雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を支給するもので、3種類の助成金・奨励金があります。

それぞれの助成金・奨励金の支給申請期間は、これまで、支給対象期（※）の末日の翌日から1か月と なっていましたが、平成24年4月1日以降に申請期間の初日を迎えるものからは、申請期間を2か月に延長します。

※ 支給対象期とは、助成対象期間（助成金の種類や企業規模により1～2年間）を起算日から6か月ごとに区切った期間です。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
TEL 011-709-2311 内線 3685

北海道労働局ホームページ（各種助成金制度）

http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_saido_tetsuzuki/joseikin.html

北海道農商工連携ファンド

◆農商工連携による新商品・新サービスの開発などの取組を支援します。

北海道農商工連携ファンドの運用益を活用し、農林漁業者と中小企業者との連携による新商品・新サービスの開発などの取組に対して助成します。

◆対象者：農林漁業者と中小企業者で構成される連携体

◆対象事業：農商工連携による新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業化実現に向けた一連の取組

- ・新商品・新サービスの調査、研究開発等
- ・展示会等への参加など販路開拓等

◆助成率：食分野2/3以内 その他1/2以内

◆助成限度額：200万円以内/年（機械等開発 500万円以内/年）

◆助成期間：3年以内（※3年間の継続助成を保証するものではありません。）

◆募集期間：5月21日（月）から 6月29日（金）まで

◆問い合わせ先：北海道商工会連合会 地域振興部（担当：石田） Tel：011-251-0102

北海道経済部 食関連産業室 食クラスター推進グループ（担当：遠藤）

Tel：011-204-5979

※本事業の詳細については、こちらのHPをご覧ください。

<http://www.do-shokoren.com>

New

成長分野向け融資制度（北海道）

道では、「ほっかいどう産業振興ビジョン」において北海道が優位性を持ち、今後の成長が期待されるものとして示された「食」、「観光」、「国際」、「環境・エネルギー」の各分野での事業活動を活性化させるため、中小企業総合振興資金に成長分野向けの資金を新設しました。

◆融資制度名：ステップアップ貸付(成長分野)
事業革新貸付(成長分野)

◆融資対象者： ステップアップ貸付(成長分野)～成長分野で次の事業を行う中小企業者等
・事業拡張による事業規模の拡大
・情報化への取組
・設備の近代化による経営の効率化 など
事業革新貸付(成長分野)～成長分野へ進出する中小企業者等

※成長分野での事業とは

「食」：食関連産業の振興・食クラスターの取組の加速に資する事業、食関連企業の誘致活動に資する事業 など

「観光」：地域の個性を生かした観光地づくりに資する事業、効果的な誘致活動に資する事業 など

「国際」：海外への販路拡大に資する事業、海外からの投資促進に資する事業 など

「環境・エネルギー」：省エネ、新エネなどの環境・I社[®]-産業の振興に資する事業、環境・I社[®]-産業の誘致推進に資する事業 など

◆資金使途：設備資金、運転資金

◆融資金額：1億円以内

◆融資期間、融資利率その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikinmenu.htm>

◆問い合わせ先：北海道経済部 経営支援局 中小企業課 金融支援グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業部 商工労働観光課
後志総合振興局小樽商工労働事務所

北海道上海事務所の開設

北海道と中国の経済交流の拡大を目的に、中国の経済の中心地である上海市に北海道上海事務所を開設しました。中国における情報収集や発信、様々な分野の関係者とのネットワーク構築を進め、中国へのビジネス展開を目指す道内企業関係者を支援します。

◆住所：中国上海市延安西路2201号
上海国際貿易中心大廈1601室

◆TEL：+86-21-6210-9306（直通）

◆主な機能：

道内企業の中国へのビジネス展開支援

・現地のネットワークを活用し、道内企業の中国企業とのビジネスを支援します。

道産品の販路拡大

・商談会・見本市の情報提供や輸出用シンボルマークのPRなど道産品の販路拡大事業を実施します。

・中国の流通関係者と道内企業との相互の情報交換と連携を促進します。

観光客等の誘致

・中国国内における北海道観光のPRを実施します。

・現地の観光関係者、メディア、航空会社等と相互の情報交換を行います。

◆ホームページ：<http://www.beihaidao-china.com/>

◆問い合わせ先：北海道庁経済部国際経済室 桜井、早田

TEL：011-204-5342

E-mail：keizai.kokukei@pref.hokkaido.lg.jp

北海道事業引継ぎ支援センターの設置

北海道経済産業局では、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に基づく認定支援機関（札幌商工会議所）に、中小企業者の「事業引継ぎ」に係る相談や民間支援機関への橋渡しを行う「北海道事業引継ぎ支援センター」を設置しました。

※「事業引継ぎ」とは、後継者不在などで事業活動を継続できない企業が、事業を他の企業に売却し、引き継いでいただくことです。

◆北海道事業引継ぎ支援センター

札幌商工会議所（土日祝日を除く 10:00～16:00）

札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター1階

TEL：011-231-1768

◆実施体制

事業の譲渡や承継等に関して知識や経験を有する専門家を配置し、中小企業者の相談に応じます。

なお、相談内容が漏洩することのないよう、相談に対応する専門家及び認定支援機関の役職員には守秘義務を課しています。

◆業務内容

（第一次対応）

- ・中小企業者の事業引継ぎ等の相談に応じます。
- ・事業実態や支援ニーズの把握、事業引継ぎに向けての課題の抽出を支援します。

（第二次対応）

- ・第一次対応を踏まえ、事業引継ぎを希望される中小企業者に対し、必要に応じて外部専門家も活用しながら、企業概要等資料の作成を支援します。
 - ・中小企業者の希望に応じ、民間支援機関への橋渡しを行います。
- （その後は、中小企業者と民間支援機関で契約締結、民間ベースでの取引となります。）

～あなたの知財の悩みをサポートします～ 知財総合支援窓口

「知財総合支援窓口」は、知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け付け、知的財産に携わる様々な専門家や支援機関と共同してその場で解決を図るワンストップサービスを提供する窓口です。

窓口の支援担当者が、企業経営における知的財産に関する悩みや課題の解決を支援するとともに、高度な専門性を必要とする内容は専門家と共同して解決支援を行います。

道内7地域の相談窓口「サテライト」

知財総合支援窓口とテレビ会議システムを通じて相談ができる「サテライト」を道内7地域9箇所（函館、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見、苫小牧）に設置しております。

札幌圏以外の地域に居ながら知的財産に関する相談サービスが受けられますので、ぜひご利用ください。

サテライト設置場所

サテライト名	設置場所
函館サテライト	・北海道立工業技術センター内(公財)函館地域産業振興財団 (TEL：0138-34-2600) (函館市桔梗町 379 番地)
旭川サテライト	・一般財団法人旭川産業創造プラザ (TEL：0166-68-2820) (旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内) ・旭川商工会議所 ※6月1日から開設 (TEL：0166-22-8411) (旭川市常盤通1丁目 道北経済センター3階)
室蘭サテライト	・(財)室蘭テクノセンター (TEL：0143-45-1188) (室蘭市東町4丁目28番1号)

釧路サテライト	・(財)釧路根室圏産業技術振興センター (TEL:0154-55-5121) (釧路市鳥取南7丁目2番23号 釧路工業技術センター内)
帯広サテライト	・(財)十勝圏振興機構(とち財団)十勝産業振興センター (TEL:0155-38-8850) (帯広市西22条北2丁目23番地9)
北見サテライト	・オホーツク産学官融合センター (TEL:0157-57-5677) (北見市柏陽町603-2 北見工業大学社会連携推進センター内) ・北見商工会議所 ※6月1日から開設 (TEL:0157-23-4111) (北見市北3条東1丁目)
苫小牧サテライト	・苫小牧市テクノセンター (TEL:0144-57-0210)(苫小牧市柏原32番地6)

※ 相談内容・利用希望日時(第3希望まで)・連絡先電話番号・利用者氏名を明記の上、一般社団法人北海道発明協会までメールでご連絡いただくか(chizai@jiii-h.jp)、各サテライトへ電話でお申し込みください。

知財総合支援窓口(受託者:一般社団法人北海道発明協会)

【所在地】〒060-0807 札幌市北区北7条西4丁目 新北海道ビルディング12階
北海道知的財産情報センター内

【連絡先】TEL:011-747-8256/FAX:011-747-8253

【利用時間】9:00~12:00、13:00~17:00

【休日】土曜・日曜・祝祭日・年末年始(12月29日~1月3日)

※ 詳細は以下のホームページをご覧ください。
<http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/chizai/index.htm>

※ 知財総合支援窓口は、経済産業省北海道経済産業局の委託事業です。

「北海道ビジネスサポート・ハローワーク」の設置

北海道が公益財団法人北海道中小企業総合支援センターを通じて実施する中小企業者に対する各種経営面での支援と、新たに設置した「北海道ビジネスサポート・ハローワーク」における雇用面での支援を一体的に実施することにより、中小企業者をワンストップで支援しています。

- (1) 所在地 北海道経済センタービル9階(札幌市中央区北1条西2丁目)
※公益財団法人北海道中小企業総合支援センターと同じフロアに設置
- (2) 営業時間 月曜日~金曜日 9:00~17:30(土日祝日を除く)
- (3) 事業内容 産業施策と雇用施策をワンストップで提供
 - ・雇用関係の各種助成金の相談・申請の受付、求人票の受理
 - ・中小企業者に対する経営相談などの各種経営面での支援との連携

◆お問い合わせ先:

・北海道ビジネスサポート・ハローワーク 電話011-200-1622
<http://hokkaido-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/list/sapporo/shisetsu/93897.html>

・北海道 経済部労働局 雇用労政課 労働企画グループ 電話011-204-5353

省エネルギー・新エネルギー導入支援事業

- ◆高効率ガス空調設備導入促進事業費補助金（天然ガス分野）〈繰越分〉
【公募期間】平成24年4月2日～平成24年11月15日
- ◆高効率ガス空調設備導入促進事業費補助金（LPガス分野）〈繰越分〉
【公募期間】平成24年5月14日～平成24年10月31日
- ◆定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金〈3次補正予算〉
【予約申請開始】平成24年3月30日
※事業実施期間は平成26年3月31日まで
- ◆エネルギー管理システム導入促進事業費補助金（HEMS）の公募について〈3次補正予算〉
【公募期間】平成24年4月19日～平成26年1月31日
- ◆エネルギー管理システム導入促進事業費補助金（BEMS）の公募について〈3次補正予算〉
【公募期間】平成24年4月～平成26年3月31日
- ◆省エネルギー対策導入促進事業（節電診断・省エネ診断・「省エネ・節電説明会」講師派遣）
随時受付
- ◆民生用燃料電池導入支援事業
【公募期間】平成24年4月13日～平成25年1月31日
- ◆住宅用太陽光発電導入支援復興対策費補助金
【公募期間】平成24年4月19日～平成25年3月29日

詳しくは、以下のホームページを参照ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/enejigyo/index.htm>

食クラスター連携協議体（FC/NW）への参画のお願い

現在 1,787 の機関に参画いただき、343 件の提案プロジェクトを受け付けています。（5月末現在）

食クラスター活動は、産学官と金融機関の連携・協働により、北海道ならではの「食の総合産業（一次・二次・三次）」の構築を目指す取組です。

平成22年5月、この食クラスター活動を本格的に展開するため、全道的な推進母体となる「食クラスター連携協議体（FC/NW）」が発足いたしました。

FC/NW では、参画いただいた生産者、食産業や関連産業の企業などの個々の事業やプロジェクトを試験研究機関や支援機関、行政機関などが積極的に支援することとしています。

「食の新時代」を開拓していくオール北海道の取組です。是非とも本趣旨をご理解いただき、ご参画くださいますようお願い申し上げます。

なお、参加に係る経費は無料で、現在、プロジェクトをお持ちでなくても、今後主体的に活動されたい方であれば、道内・道外とわずどなたでも参画いただけます。

参画者には次のような機会を提供します。

- ① 参画者に提案いただいたプロジェクトについて、中核支援機関（北海道立総合研究機構、北海道科学技術総合振興センター、北海道中小企業総合支援センター、中小企業基盤整備機構 北海道本部、北海道貿易物産振興会）などが全道的なサポート体制で支援方策等を検討します
- ② 国や道の支援事業や、各プロジェクト推進に必要となる専門家やパートナー情報等について、適宜情報発信します。

◆参画登録申込方法

次のホームページから参画登録願います。
http://www.fc-nw.jp/m-recruit/participation_mf.html

◆事務局代表（参画申込書）

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目3 札幌 MNビル8階
北海道経済連合会 食クラスター連携協議体事務局 TEL：011-221-6166 FAX：011-221-3608

◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室（担当：食クラスター推進グループ） TEL：011-204-5979
E-mail：okino.hiroshi@pref.hokkaido.lg.jp
endou.atsuya@pref.hokkaido.lg.jp
murashita.masahiro@pref.hokkaido.lg.jp
terashita.norio@pref.hokkaido.lg.jp

『食の磨き上げ職人』

◆目的：道内で活躍するバイヤー等を「北海道『食の磨き上げ職人』」として任命し、道産品の磨き上げを目的に商品開発や販路拡大に関する事業者等への指導・助言を通じ、国内外で通用する北海道ブランドの創出を図ることを目的としています。

◆構成メンバー：道内の百貨店、テレビショッピング、雑誌、アンテナショップ「北海道どさんこプラザ札幌店」等の分野で活躍する北海道産品バイヤー10名にご協力をお願いしています。

◆業務：道内メーカーから相談のあった商品について、バイヤー目線から商品について市場ニーズにマッチしたアドバイス等を行います。

◆費用負担：道が依頼する職人の業務については、相談者の費用負担はありません。
ただし、相談は原則、札幌で行いますので、相談者の旅費は企業の負担となります。
なお、アドバイスを企業にとって実りあるものとするために、面談による相談を原則とします。

◆相談対象者：商品の磨き上げに意欲がある事業者（こだわりをもって商品を製造しているが、市場ニーズにマッチしない等、販路に課題のある事業者等）

◆相談の申込み：「北海道『食の磨き上げ職人』アドバイス依頼書」（下記 URL からダウンロードしてください）を記載し、北海道経済部食関連産業室または各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/index.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室 マーケティング支援グループ
Tel：011-204-5766（担当：重岡、阿部）

Ⅲ 現在募集している（または近日募集を開始する）セミナーや職業訓練など

能力開発セミナー（7・8月開講予定のもの※一部9月開講予定有）

◆ 在職労働者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担有り）。

訓練の詳細等は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

学院名	訓練科名	専攻科目名	実施地	昼夜の別		実施時期		訓練期間		定員
				昼	夜	月 日～	月 日	日数	時間	
札幌高等技術専門学院 問い合わせ先:011-781-7192	ブロック施工科	ブロック施工	札幌市	○		H24.7.7	H24.7.8	2	12	10
	研削・クレーン科	機械加工	札幌市	○		H24.8.4	H24.8.5	2	13	20
旭川高等技術専門学院 稚内分校 問い合わせ先:0162-33-2636	介護サービス科	介護福祉	稚内市		○	H24.9.12	H24.10.25	14	40	20
北見高等技術専門学院 問い合わせ先:0157-24-8024	パソコン実用科	表計算応用	北見市		○	H24.7.10	H24.7.25	8	24	10
	パソコン実用科	ワープロ応用	遠軽町		○	H24.7.9	H24.7.25	8	24	10
	パソコン基礎科	表計算基礎	遠軽町		○	H24.8.20	H24.9.5	8	24	10
室蘭高等技術専門学院 問い合わせ先:0143-44-7820	OA事務科	パソコン入門 (パワーポイント 基礎)	室蘭市		○	H24.8.20	H24.9.7	15	30	10
苫小牧高等技術専門学院 問い合わせ先:0144-55-7007	電気工事科	第一種電気工事 士学科講習	苫小牧市		○	H24.8 実施予定		23	45	10
帯広高等技術専門学院 問い合わせ先:0155-37-6975	IT活用科	エクセル基礎	帯広市		○	H24.7.17	H24.7.27	5	12	15

○能力開発セミナーの開催について、ご希望等ございましたら、各高等技術専門学院・障害者職業能力開発校にお問い合わせください。

機動職業訓練（7月以降開講で6月21日現在募集中(予定)のもの）

◆ 離職者の再就職及び新規学卒未就職者の就職を促進するための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院では、離職者の再就職を促進するため、職業訓練（機動職業訓練）を実施しています。

※ 求職者を対象とする訓練のため、受講にはハローワークの受講あっせんが必要となります。

① 札幌高等技術専門学院（問い合わせ先：tel 011-781-7192）

訓練科名（対象者）	募集期間	訓練期間	実施市町村	定員	取得を目指す主な資格等
介護科②（一般）	6/7～6/21	7/19～10/18	札幌市	30	ホームヘルパー2級など
医療事務科（新規学卒者、一般）	5/24～6/21	7/19～10/16	滝川市	20	保険請求事務技能検定など
パソコンビジネス科（障がい者（身体・精神））	5/25～6/22	7/20～10/19	小樽市	10	ワープロ検定、表計算検定

② 函館高等技術専門学院（問い合わせ先：tel 0138-47-1121）

訓練科名(対象者)	募集期間	訓練期間	実施市町村	定員	取得を目指す主な資格等
パソコン事務科②(一般)	7/2~7/25	8/21~11/13	函館市	30	ワープロ検定、表計算検定
医療事務科②(一般)	7/6~7/30	8/24~11/16	函館市	30	医療事務技能審査試験など
介護ヘルパー科②(一般)	7/10~8/2	8/29~11/21	函館市	30	ホームヘルパー2級
パソコン経理科②(一般)	7/10~8/2	8/30~11/22	函館市	20	ワープロ検定、簿記検定
パソコン基礎科②(障がい者手帳所持者)	7/2~8/17	9/3~11/22	函館市	5	ワープロ検定、表計算検定
介護ヘルパー科(母子家庭の母等)	8/17~9/19	10/12~2/15	函館市	20	ホームヘルパー2級
介護ヘルパーマスター科②(一般)	9/14~10/5	10/30~2/26	函館市	20	ホームヘルパー2級など
パソコン事務マスター科②(一般)	9/21~10/12	11/7~3/6	函館市	20	ワープロ検定、表計算検定など

③ 旭川高等技術専門学院 (問い合わせ先: tel 0166-65-6667)

訓練科名(対象者)	募集期間	訓練期間	実施市町村	定員	取得を目指す主な資格等
パソコン基礎科(聴覚障がい者)	4/3~	応募の状況により決定	旭川市	5	ワープロ検定、表計算検定
介護ビジネス科(一般)	6/12~7/11	8/1~10/29	名寄市	20	ホームヘルパー2級
表計算技術科(一般)	6/13~7/12	8/2~10/30	留萌市	20	ワープロ検定、表計算検定
OA事務科①(一般)	6/19~7/3	8/2~10/30	旭川市	20	ワープロ検定、表計算検定
介護福祉科③(一般)	6/19~7/3	8/2~10/30	旭川市	20	ホームヘルパー2級

④ 旭川高等技術専門学院稚内分校 (問い合わせ先: tel 0162-33-2636)

訓練科名(対象者)	募集期間	訓練期間	実施市町村	定員	取得を目指す主な資格等
情報システム科(一般)	6/7~6/29	8/1~10/29	稚内市	20	ワープロ検定、表計算検定
パソコン基礎科(障がい者手帳所持者)	6/18~7/20	8/22~11/13	稚内市	10	ワープロ検定、表計算検定
介護福祉科(一般)	7/9~8/3	9/3~11/27	稚内市	15	ホームヘルパー2級、ワープロ検定など

⑤ 北見高等技術専門学院 (問い合わせ先: tel 0157-24-8024)

訓練科名(対象者)	募集期間	訓練期間	実施市町村	定員	取得を目指す主な資格等
観光実務科(一般)	6/4~7/10	8/1~11/22	網走市	10	ワープロ検定、北海道観光マスターなど

⑥ 室蘭高等技術専門学院 (問い合わせ先: tel 0143-44-3522)

訓練科名(対象者)	募集期間	訓練期間	実施市町村	定員	取得を目指す主な資格等
介護福祉マスター科(一般)	5/28~6/27	7/13~11/8	室蘭市	20	訪問介護員2級課程など

⑦ 苫小牧高等技術専門学院 (問い合わせ先: tel 0144-55-7007)

訓練科名(対象者)	募集期間	訓練期間	実施市町村	定員	取得を目指す主な資格等
OA経理2科(一般、新規学卒者)	6/5~7/3	7/30~10/25	苫小牧市	20	簿記検定、ワープロ検定など
OAサポート2科(障がい者手帳所持者)	6/25~7/20	8/28~11/21	苫小牧市	10	ワープロ検定、表計算検定

⑧ 帯広高等技術専門学院 (問い合わせ先: tel 0155-37-2319)

訓練科名(対象者)	募集期間	訓練期間	実施市町村	定員	取得を目指す主な資格等
OA実務科(一般)	6/7~7/4	7/23~10/19	帯広市	20	ワープロ検定、表計算検定
経理ビジネス科(一般)	7/5~8/1	8/27~11/20	帯広市	20	簿記検定、ワープロ検定など

⑨ 釧路高等技術専門学院 (問い合わせ先: tel 0154-57-8011)

訓練科名(対象者)	募集期間	訓練期間	実施市町村	定員	取得を目指す主な資格等
オフィス事務科(一般)	6/11~7/11	7/31~11/30	釧路市	20	ワープロ検定、表計算検定など

IV その他

あじ研北海道（北海道）

～ 北海道が発信する「食の研究」サイト [「あじ研北海道」](http://www.ajiken-h.jp) ～

北海道の研究機関や大学と企業が共同して新たな食品加工技術を開発したり、研究機関での試験分析や技術支援などのサポートが手助けとなって商品化に至った例は少なくありません。

「あじ研北海道」では、こうした研究機関と企業との連携をはじめ、各研究機関の活動と成果を紹介しています。食分野に関する技術シーズ・技術支援等のデータベース「研究・事例一覧」はもとより、41に及び成功事例のエピソード集「“おいしい”舞台裏」には、食品開発の道筋を照らすヒントが隠されています。

ぜひご覧ください。

■掲載内容

- ・食分野に関する技術シーズ・技術支援等の情報 「研究・事例一覧」
- ・新商品開発事例の紹介 「研究者×企業インタビュー “おいしい”舞台裏」
- ・食の商品開発アイデアソース「カリスマの着眼点」
- ・「利用可能な設備」
- ・北の加工食品「Web見本市」
- ・各研究機関の概要 ほか

■掲載研究機関

北海道立総合研究機構 産業技術研究本部 食品加工研究センター
北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター
北海道立十勝圏地域食品加工技術センター
北海道立工業技術センター
北海道大学 産学連携本部 ほか

■URL：<http://www.ajiken-h.jp>

■問い合わせ先

北海道 経済部 食関連産業室 食品産業振興グループ（TEL011-204-5312）